

合併協議会だより

1月21日、第24回合併協議会を大野町で開催

新市事務所候補地選定小委員会報告

「新市誕生後、速やかに『豊後大野市本庁舎建設検討委員会（仮称）』を設置し、総合的な検討を行なう。」

新市特別職の報酬等の取扱いについて報告

合併準備会特別職報酬等検討委員会の答申に基づき決定。

新市行政組織および機構について報告

市章の募集を開始

募集期間は1月20日から3月18日まで。

大野郡5町2村の社会福祉協議会が合併調印

12月26日、三重町内のホテルで開催。



2005

第22号

平成17年2月

第24回合併協議会

第24回合併協議会が1月21日、大野町中央公民館分館で開催されました。

52協定項目の確認がされた後に、調整をしました項目について報告がありました。報告は次のとおりです。

「新市事務所の候補地選定委員会報告」、「新市特別職の報酬等の取扱い」、「地方税の取扱いの一部変更」、「行政区名の取扱い」、「新市行政組織及び機構」、「市章の募集」、「大野郡5町2村社会福祉協議会の合併調印」等。



あいさつをする佐伯和光大野町長

<報告された調整項目内容>

新市の事務所の位置 (協定項目第4号 平成15年12月25日確認)

- (1) 新市の事務所は、三重町に置く。
- (2) 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。
- (3) 新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式を採用する。
- (4) 支所については、当面、総合支所方式とし、本庁舎完成後も住民サービスの維持向上の観点からその機能の充実に努める。
- (5) 新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。
- (6) 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

新市事務所の候補地選定小委員会報告

新市事務所の候補地選定小委員会、大塚尊俊委員長から次のとおり報告がありました。

1. 本委員会の基本的な考え方とその背景

(1) 背景

① 新市事務所については、昨年12月25日の第6回協議会において確認されたところである。しかしながら、現時点では、本庁舎建設に充当されるであろう特例債事業の優先順位(実施年度)や新市の組織・機構等が決定しておらず、時期や規模等が確定していない段階での事務所候補地の具体的な検討は極めて困難である。

② 新市事務所が設置される予定の三重町は、2巡目国体(平成20年)までに「三重・新殿バイパス」が一部開通することとなっている。それに伴う車の流れの大きな変化によって、町並みも様変わりすることが予想される。したがって、それらの状況を踏まえ、その後に本庁舎の位置を検討した方が、新市にとっては得策である。

(2) 基本的な考え方

① 新市事務所の規模、時期等が確定していない段階での個別・具体的な検討は、様々な制約を受けることとなり、極めて困難である。

② 具体的な新市事務所の位置・規模等の決定については、新市のまちづくりに多大な影響を及ぼすことから、建設時の市長、市議会等の意思に委ねるべきである。

③ よって、本小委員会における「最終報告」は、基本的な事項についてのみを提言することとする。

2. 最終報告(新市事務所の候補地選定に向けての課題整理)

(1) 法律上の課題

地方自治法第4条第2項において、事務所の設置又は変更にあたっては、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされている。よって、住民の利便性を考慮した交通事情を最優先に考慮すべきである。

(2) 財政上の課題

新市事務所の建設は、新市における優先的な課題として早期に着手すべきであることは言うまでもない。ただし、新市の行財政基盤の確立を図るためにも、本庁舎建設と言えども質素・儉約に努めるべきである。

そのため、事務・事業の見直し、職員の適正化等、行財政改革の積極的な推進を図り、とりわけ財政状況を勘案した上で、建設の場所・規模等を検討・決定すべきである。

(3) まちづくり施策上の課題

新市事務所は、その周辺に大きな経済効果をもたらすとともに、情報の集積及び発信拠点としての機能もあり、新市の象徴であることは言うまでもない。そのため、本庁舎の位置については、新市のまちづくりと結合させて検討すべきである。

(4) まとめ

新市誕生後、行政関係者、住民代表、識見者等で構成する「豊後大野市本庁舎建設検討委員会(仮称)」を速やかに設置し、上記の(1)~(3)の課題を踏まえた総合的な検討を期待したい。併せて、新市の象徴である本庁舎をできる限り早い時期に完成させていただくようお願いしたい。

<新市特別職の報酬等の取扱いについて報告>

特別職の身分の取扱い（協定項目第12号 平成16年1月15日確認）

(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給与の額は、現行給与額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。

議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第6号 平成16年6月24日確認）

第17回合併協議会において、議員報酬に関する町村長の考え方も次のように示されました。「厳しい財政状況を考慮し、類似団体の報酬ではなく、現行の報酬及び近隣の市の報酬を参考に合併準備作業の中で機関会議等により合併までに調整することが望ましいと考える。」

合併協議会会長は大野郡5町2村のそれぞれの特別職報酬等審議会の委員の中から、1名ずつ選出し、設置された合併準備会特別職報酬等検討委員会に新市特別職の報酬等について諮問しました。同委員会から会長に下記の通り答申が行われました。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の給与額は次のとおりとする。
市長 822,000円 助役 658,000円 収入役 590,000円
教育長 575,000円
- 2 議長、副議長及び議員の報酬額は次のとおりとする。
議長 379,000円 副議長 340,000円 議員 321,000円
- 3 法令により設置される市長職務執行者の給与額については、市長の給与額を適用する。

<協定項目内容の変更について報告>

地方税の取扱い（協定項目第8号 平成15年12月25日確認）の一部を変更

〔変更前〕納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において自治会長（仮称）の公務として行う。

〔変更後〕納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において郵送で行う。

変更理由として、国民健康保険税、介護保険料の納税通知書は郵送となっていることから、整合性を図るため、行政連絡員の業務から納税通知書の配布を除外することとした。

<行政区名の取扱いについて報告>

行政区の取扱い（協定項目第21号 平成16年1月29日確認）

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

(2) 行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。

新市における具体的な行政区名（同一名の行政区）

(1) 旧町村名の町・村を取って表示する。

行政区名	町村名	新市での行政区名
大原	三重町	三重大原
	大野町	大野大原
小野	緒方町	緒方小野
	朝地町	朝地小野
津留	大野町	大野津留
	犬飼町	犬飼津留
天神	清川村	清川天神
	緒方町	緒方天神
原	大野町	大野原
	犬飼町	犬飼原

行政区名	町村名	新市での行政区名
平石	清川村	清川平石
	緒方町	緒方平石
山田	三重町	三重山田
	犬飼町	犬飼山田

(2) 旧町村名の町を付けて表示する。

行政区名	町村名	新市での行政区名
町	朝地町	朝地町町
	大野町	大野町町

豊後大野市本庁組織図

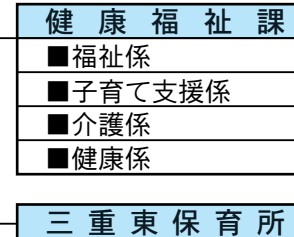


事務組織及び機構の取扱い（協定項目第14号） 平成16年1月15日確認

〔新市行政組織・機構整備方針〕

- ①新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- ②市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ④指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ⑤地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ⑥新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

（旧三重町の支所機能）



収入役

産業経済部

農業振興課

- 農政企画係
- 農業振興係
- 営農流通係
- 畜産振興係
- 公社・道の駅係

農林整備課

- 林業振興係
- 整備係

商工観光課

- 商工労政係
- 観光振興係

(旧三重町の支所機能)

産業課

- 農政係
- 畜産係
- 林業係
- 商工観光係

建設部

建設管理課

- 企画管理係
- 整備係
- 維持管理係
- 建築係
- 住宅管理係
- 都市計画係
- 用地係
- 土地開発公社

上下水道課

- 水道管理係
- 浄水場
- 整備係
- 下水管理係
- 浄化槽係

(旧三重町の支所機能)

建設課

- 管理係
- 住宅係
- 整備係

会計課

- 出納係
- 審査係

市議会

議会事務局

- 庶務係
- 議事係
- 調査係

監査委員

監査事務局

- 監査係

選挙管理委員会

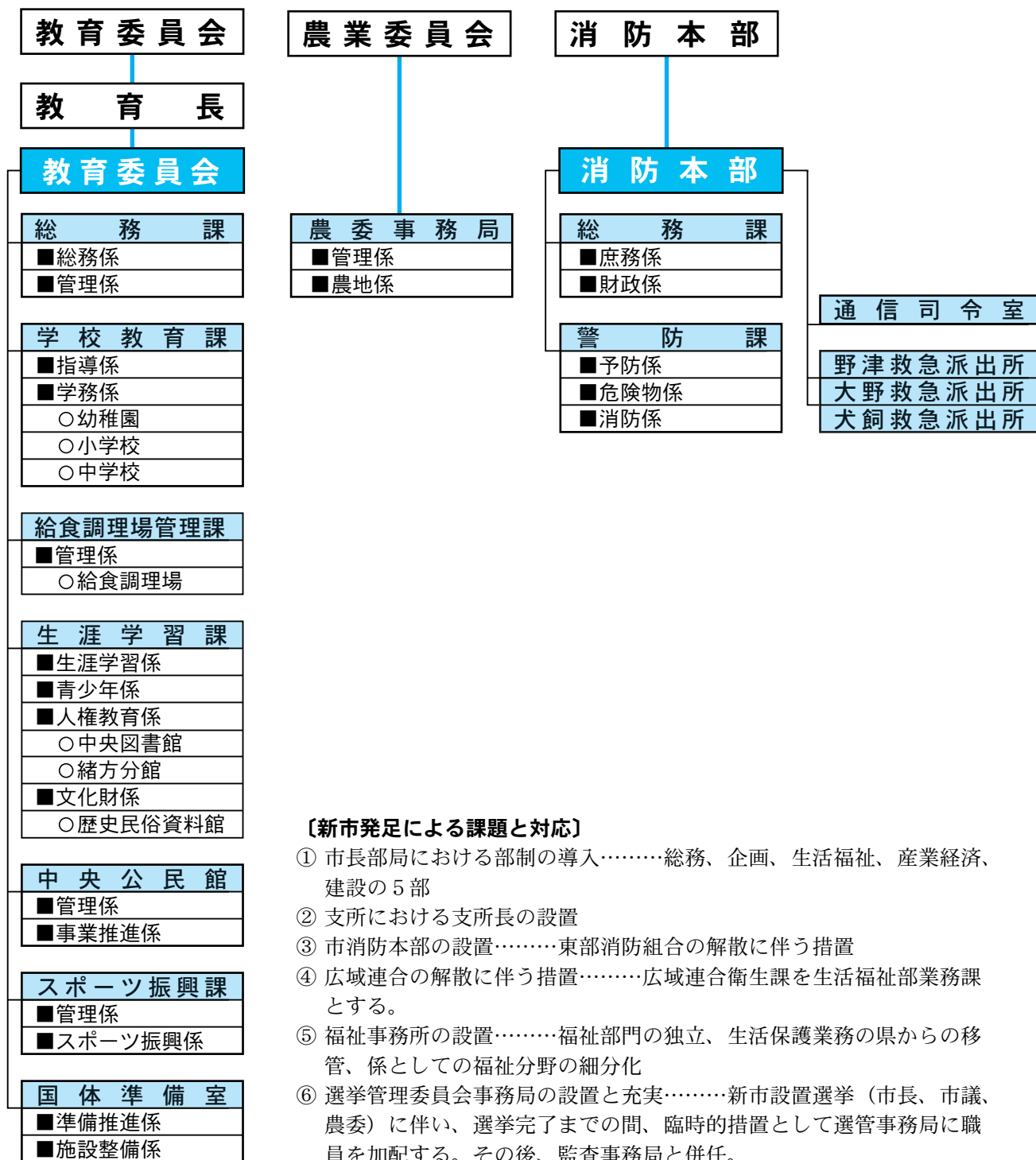
選管事務局

- 選挙係

[検討委員会における基本的な考え方]

- ① 合併による新市の一体感を速やかに醸成していく組織機構が必要である。
- ② 新市の財政の健全化に向けて、行財政の効率化を目指す組織機構が必要である。
- ③ 各種事業の一体的な推進と個性あるまちづくりを目指す組織機構が必要である。
- ④ 本庁は総合調整、政策立案機能を持つとともに本庁に集約した方が効率的な事務・事業は可能な限り集約した組織機構をつくる。
- ⑤ 総合支所は、市民に密接なもの、激変緩和的なもの（不安解消）、旧町村固有事業継承の観点からその機能を選択した組織機構とする。
- ⑥ 以上の共通認識に立って、おおよそ5年後の本庁方式を視野に入れた行政組織機構の構築を目指す。

豊後大野市本庁組織図

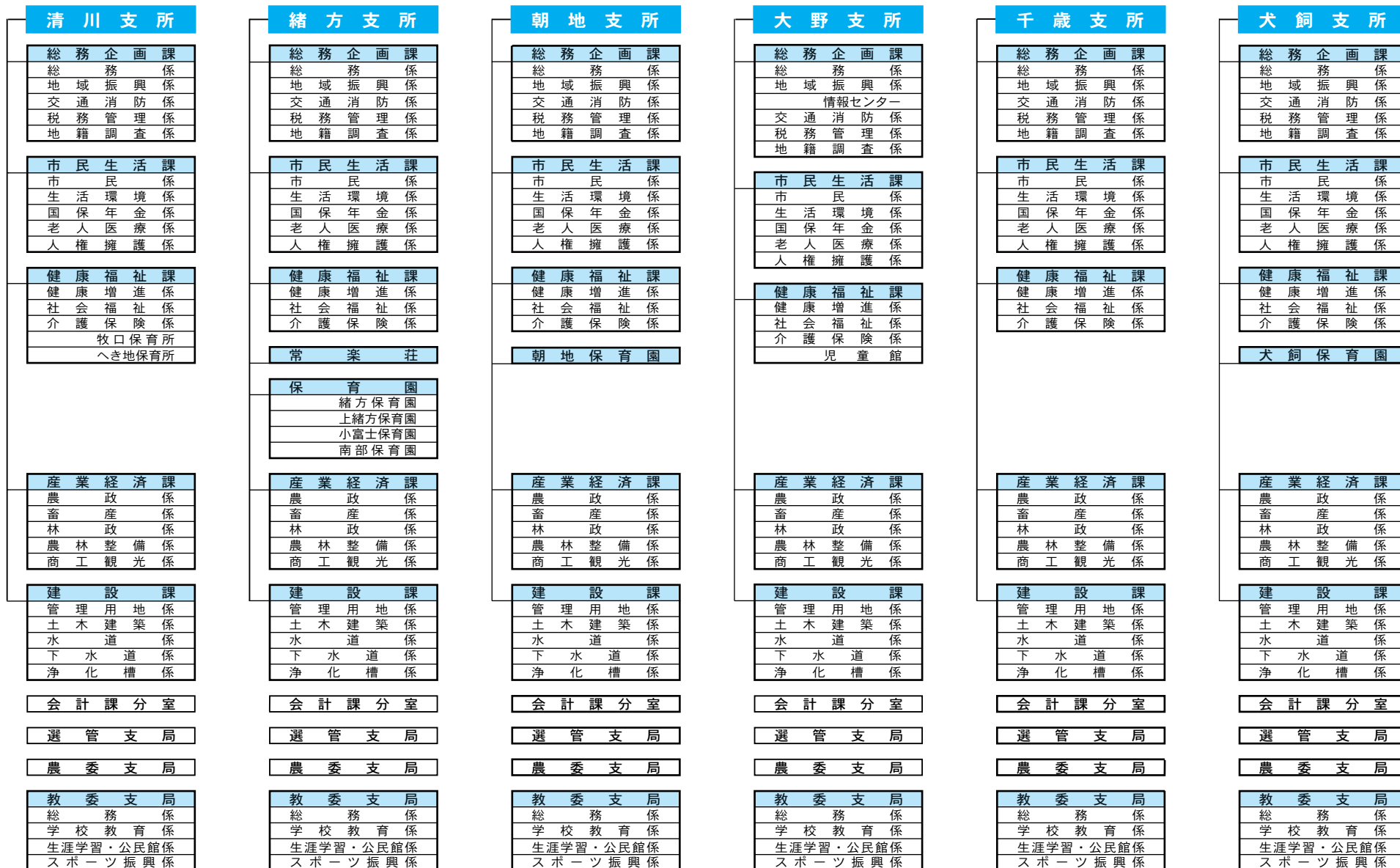


【新市発足による課題と対応】

- ① 市長部局における部制の導入……総務、企画、生活福祉、産業経済、建設の5部
- ② 支所における支所長の設置
- ③ 市消防本部の設置……東部消防組合の解散に伴う措置
- ④ 広域連合の解散に伴う措置……広域連合衛生課を生活福祉部業務課とする。
- ⑤ 福祉事務所の設置……福祉部門の独立、生活保護業務の県からの移管、係としての福祉分野の細分化
- ⑥ 選挙管理委員会事務局の設置と充実……新市設置選挙（市長、市議、農委）に伴い、選挙完了までの間、臨時的措置として選管事務局に職員を加配する。その後、監査事務局と併任。
 なお、設置選挙の小選挙区制に伴い、支所においても、選挙完了までの間、臨時的措置として選管事務局支局職員の加配発令を行う。
- ⑦ 監査事務局の設置……新市第1回定例議会における監査委員選任後に正式設置。その後、選管事務局と併任。
- ⑧ 教育委員会事務局機能の充実……教育次長の設置、学校教育課の設置、生涯学習分野の文化部門とスポーツ部門の分離

豊後大野市支所組織図

三重町を除く役場は支所となります。支所には支所長を置き、市民に密接した事務を所掌するとともに、旧町村固有事業を引き継ぐ措置を講じています。



12月26日(日)、社会福祉協議会も合併に調印

豊後大野市社会福祉協議会

誕生します



平成16年12月26日(日)10時から三重町内のホテルにおいて、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の各社会福祉協議会(社協)の「合併契約・協定調印式」が行われました。

調印式には、来賓をはじめ110名が見守る中、事務局からこれまでの経過報告と協定項目についての説明があり、5町2村社協の会長が合併契約・協定調印書に署名、捺印しました。続いて特別立会人として芦刈幸雄三重町長、佐伯和光大野町長、池邊廣司大分県社協副会長の署名が行われました。

その後、大野郡5町2村の社協を代表し、三浦健一三重町社協会長からあいさつがあり、大分県社協会長、大分県福祉保健部長、後藤史治大分県議、佐々木哲也大分県議、若松成次犬飼町議会議長から祝辞をいただき調印式が終了しました。

市区町村社協は、市区町村の区域内において1つしか設置できないよう社会福祉法により規定されています。市町村合併に伴い社会福祉協議会は解散と合併の選択があり大野郡5町2村では合併をすることで協議がなされてきました。しかしながら、市町村合併で自動的に合併がなされるわけではなく、社会福祉法人としての合併の手続きを行うことが必要です。

▼合併の条件・・・

当該社会福祉法人の合併に向けた意思決定をするため、当該社会福祉法人の定款の定めに従い、合併の意思決定を行います。社協の場合、理事の3分の2以上の同意と評議員会の議決が必要です。

▼合併に向けた基本的な考え方・・・

社協は、地域福祉の推進役として社会福祉法にも位置づけられた、市町村において重要な存在です。その使命を意識して合併を機に新しいエリアでの地域福祉の構築に向けた取り組みが求められます。

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町社協においては、本部を三重町におき、現町村社協については支部として、基本的に従来どおりの取扱で福祉事業を行います。

▼経過・・・

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町社協は平成14年6月5日から任意に合併協議をすすめて来ました。そして、平成16年1月28日に、「大野郡5町2村社会福祉協議会合併協議会」を発足し、合併に関する基本的な事項について協議を重ねてきました。平成16年11月15日に行われた第5回合併協議会において、協定項目17項目の基本的な合意がなされ、平成16年11月22日から平成16年11月24日の間に各町村社協の理事会、評議員会において議決されたことから、「合併契約書・協定書」の調印が行われました。

協 定 項 目 〈 概 略 〉

合併の方式・合併の期日・新市社会福祉協議会の名称に関する事（協定項目第1号・2号・3号）

三重町社協、清川村社協、緒方町社協、朝地町社協、大野町社協、千歳村社協及び犬飼町社協を廃し、その区域をもって新市社会福祉協議会を設置する新設合併（対等合併）とする。合併の期日は、新市発足日（平成17年3月31日）とし、名称は『社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会』とする。

新市社会福祉協議会の事務所の位置に関する事（協定項目第4号）

新市社会福祉協議会の事務所の位置は、大分県大野郡三重町大字市場870番地の1に置く。将来的には、新市社会福祉協議会事務所の位置を新市福祉事務所と同敷地内に共同で整備するよう新市に要望する。また、旧町村社会福祉協議会の事務所については支部として維持していく。

財産及び債務に関する事（協定項目第5号）

新市社会福祉協議会では、基本財産を1,100,000円、合併時の必要資金を200,000,000円とし、財産及び債務の取扱については、全て持ち寄ることとする。新市社会福祉協議会は、持ち寄った財産及び債務により健全な運営をめざす。

定款に関する事（協定項目第6号）

新市社会福祉協議会の定款については、従来の定款を統合する。

事務機構及び組織の取扱に関する事（協定項目第7号）

「地域福祉圏域（5町2村）」を単位とした支部を新市社会福祉協議会事業の拠点として位置づけ、地域福祉や社協事業を効果的に推進するため、旧5町2村社協の既存の機能を継続して引き継ぎ、住民への福祉サービス提供を低下させないようにする。新たに主たる事務所として本部を置き、それぞれの支部業務の統括を図る。また、事務局長を中心とした執行体制を確立し、総務部門、地域福祉部門（ボランティア市民活動センター含む）、において企画・調整・指導にあたる。

役員の選出区分に関する事（協定項目第8号）

新市社会福祉協議会役員については理事14名・監事2名・評議員29名とする。

職員の身分の取扱に関する事（協定項目第9号）

三重町社協、清川村社協、緒方町社協、朝地町社協、大野町社協、千歳村社協及び犬飼町社協の職員はすべて現行の雇用形態で新市社会福祉協議会の職員として引き継ぐ。

各種事務事業の取扱に関する事（協定項目第10号）

5町2村社会福祉協議会が実施している各種事務事業については、新市社会福祉協議会の充実化を念頭に、従来からの経緯、実情を考慮し、各福祉団体等の意見を尊重しながら、合理化、効率化を図られるよう調整するものとする。

会費、利用料等に関する事（協定項目第11号）

会費は、一般会費と特別会費の2種類とする。一般会費は、一世帯一口1,000円とする。特別会費は、一口2,000円とし、社会福祉協議会の趣旨に賛同する法人、団体、個人とする。

各種募金に関する事（協定項目第12号）

寄付金の取扱については現行どおりとする。災害募金については、現行どおりとするが、徴収方法等については新市社会福祉協議会で調整する。赤い羽根共同募金については、目安として戸別募金一口500円、法人募金一口1,000円、学校、職域募金については自由募金とし、徴収方法、配分基準については、新市社会福祉協議会と共同募金会新市支会で調整する。

夏季見舞金、歳末見舞金については、歳末助け合い募金に統合する。歳末助け合い募金については、目安として戸別募金200円とし、徴収方法、配分基準については、新市社会福祉協議会と共同募金会新市支会で調整する。

介護保険事業及び支援費の取扱に関する事（協定項目第13号）

新市社会福祉協議会において、支援費事業、介護保険事業の実施は現行の事業を実施し、運営の適正化に務めるものとする。

福祉サービスの維持継続並びに財源確保に関する事（協定項目第14号）

新市社会福祉協議会においては、これまでの住民福祉サービスが低下しないように十分配慮する。新市社会福祉協議会は、従来までの事業に加えて新規に「地域を活性化する事業」・「ボランティアを支援し養成する事業」・「厚生を目的とした生活福祉事業」の3つの基本事業を柱とし、それぞれの事業を更にきめ細かく選択方式で事業実施する。また、新市全域において『考える社協・躍動する社協』をアピールし、広域的に事業展開を行う。

受託事業補助事業に関する事（協定項目第15号）

新市社会福祉協議会の主な受託事業、補助事業については、現状どおり行政の委託、補助により実施する。

公的施設（借地、借施設等含）等の運営管理に関する事（協定項目第16号）

町村が所有する施設、設備等であって、その施設、設備等が新市社会福祉協議会に事業遂行を委ねる委託事業・補助事業の活動拠点として活用されるものについては、現行を尊重するものとする。なお、新市社会福祉協議会にあっては、施設、設備等の維持管理・運営の適正化に努めるものとする。

その他必要な事項に関する事（協定項目第17号）

『電算システムについて』 従来の業務システム（会計、人事、給与、介護保険事業）について適正な資産評価と効率化、経費節減の考えを図る。また、指揮命令体制の一元化と高速化を行うグループウェアを導入する。

「豊後大野市」名付け親賞表彰

12月27日、大野郡5町2村合併協議会町村長連絡会において、豊後大野市の名付け親賞の表彰式が行われ、芦刈幸雄会長から受賞者の大分市在住の佐藤辰徳さんに表彰状が送られました。

佐藤辰徳さんからは、「幼少の頃、三重町に住んでいたということで、大野郡に深い愛着をもっています。そこで、新市名の公募に応募しました。新市『豊後大野市』がますます輝き繁栄するようにと祈っています。」とお礼の言葉を述べられました。



名付け親賞の佐藤辰徳さん

「豊後大野市」の市章募集

大野郡5町2村合併協議会では、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の合併により、平成17年3月31日に誕生する「豊後大野市」の市章（シンボルマーク）のデザインを公募します

■ 応募期間

平成17年1月20日（木）から平成17年3月18日（金）まで
（※郵送の場合は、締切日の消印有効とする。）

■ 募集内容

1. 「豊後大野市」の地域性やイメージにふさわしい「市章（シンボルマーク）」であること。
2. 市旗、バッジ、封筒などにも使用できるデザインであること。
3. 用紙の地色を含め、4色以内であること。ただし、モノクロ（白黒）でも使用できるよう配慮すること。
なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）は不可とする。
4. 他の市町村章及び商標等と類似しないものであること。
5. 自作の未発表作品であること。

1月11日、合併協議会事務局に選挙準備室を設置

場所 千歳村役場2階 電話 (0974-24-7514)

新市発足後50日以内に、市長選挙、市議会選挙、農業委員会選挙を実施することになっています。

そこで、これらの選挙を円滑に行う選挙準備作業のため、1月11日に新たに事務局員3人を配置しました。事務所は千歳村役場2階委員会室です。よろしくお祈りします。

大野郡5町2村合併協議会事務局選挙準備室

職員の紹介

選挙準備室長	渋谷 貞生（犬飼町）
事務局員	羽田野 孝信（三重町）
事務局員	清水 幸子（千歳村）

編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148